

## 川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

### ○開催日時

令和5年11月13日 午後1時30分～午後1時44分

---

### ○開催場所

第3委員会室

---

### ○出席委員（10人）

委員長	成川 幸太郎	委員	下園 政喜
副委員長	石野田 浩	委員	森満 晃
委員	井上 勝博	委員	阿久根 憲造
委員	森永 靖子	委員	坂口 正幸
委員	川添 公貴	委員	山中 真由美

---

### ○その他の議員（4人）

議員	大田黒 博	議員	帯田 裕達
議員	新原 春二	議員	犬井 美香

---

### ○説明のための出席者

未来政策部長	古川 英利	市民安全部次長	遠矢 一星
市民安全部長	上戸 理志	企画政策課長	下門 隆嗣

---

### ○事務局職員

議会事務局長	田代 健一	課長代理兼議事グループ長	上川 雄之
議事調査課長	久米 道秋	議事グループ員	今吉 聖人

---

### ○審査事件等

- ・ 付託中の3件の陳情（第8号～第10号）の審査の進め方について
    - ア 今後の参考人招致について
    - イ 原子力規制庁の参考人招致に係る質問事項の確認等について
-

△開 会

○委員長（成川幸太郎）ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、お手元の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。

現在、2名から傍聴の申出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中で追加の申出がある場合にも、随時許可します。

△付託中の3件の陳情（第8号～第10号）の審査の進め方について

○委員長（成川幸太郎）まず、本委員会に付託されている陳情第8号から陳情第10号までの3件について、今後の審査の進め方についてを議題とします。

参考人招致についてであります。前回の委員会において、陳情第9号及び陳情第10号の陳情2件について、陳情者の参考人招致を実施し、陳情の願意を確認したところです。

また、今後の陳情審査においては、陳情第8号の陳情者を参考人招致し、陳情の願意を確認すること、原子力規制庁を参考人招致し、意見を聞くこととしております。

このことを踏まえ、今後の陳情審査を進めるに当たり、ほかにも参考人招致を実施する必要があるか、委員の皆様から御意見はありませんか。

○委員（森満 晃）九州電力の参考人招致をお願いいたします。

○委員（井上勝博）すいません、確認なんですけど、運転延長に賛成する陳情の陳情者の参考人招致については。

○委員長（成川幸太郎）今、先ほど申し上げました。

○委員（井上勝博）分かりました。

○委員長（成川幸太郎）陳情者と原子力規制庁は同時に、それに加えて九州電力を参考人招致と。

それでは、九州電力を参考人招致したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、参考人に意見を聞こうとする案件について協議いたします。

委員会条例の規定により、参考人に意見を聞こうとする案件を通知する必要があることから、あらかじめ案件を整理する必要があります。

そこで、参考人に意見を聞こうとする案件については、ただいまお手元に示したとおり、「川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長に係る取組について」としてはどうかと考えておりますが、このことについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）意見はないと認めます。

それでは、参考人に意見を聞こうとする案件につきましては、「川内原子力発電所1、2号機の運転期間延長に係る取組について」とすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように取り扱います。

それでは、文言の修正、質問事項の整理等を行い、準備が整い次第、委員会の開催を決定し、皆様にお知らせしたいと考えております。

これらの調整につきましては、委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

○委員（井上勝博）これも確認なんですけれども、今、原子力規制委員会に対しては質問事項を取りまとめてありますけれども、九州電力に関してはこれからそれぞれの委員に聞くということなんでしょうか。

○委員長（成川幸太郎）いや、今のとおり、運転期間延長に係る取組についてということで。

○委員（井上勝博）いや、タブレットには、原子力規制庁への質問事項というのはありますけれども、九州電力への質問事項というのはないわけですが、九州電力への質問事項というのは今後どうされるのかということなんですけど。

〔発言する者あり〕

○委員長（成川幸太郎）1、2号機に係るこ

とについて、それ以外に個別の質問事項がどうかということですか。

ほかに個別の質問を取りまとめる必要があるのであれば、原子力規制庁に対する質問のときに提案しましたように、皆さんにまたタブレットでお願いしますけれども、それでよろしいですか。じゃあ、そのように取り扱いますので、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（成川幸太郎）** 以上で、今後の審査の進め方についてを終了いたします。

△原子力規制庁の参考人招致に係る質問事項の確認等について

**○委員長（成川幸太郎）** 次に、原子力規制庁の参考人招致に係る質問事項の確認についてを議題とします。

原子力規制庁の参考人招致については、前回の委員会において、あらかじめ質問事項を整理することとし、各委員に提出していただくようお願いしておりました。

提出していただいた質問事項については、お手元の資料のとおりです。

この質問事項は、委員会として原子力規制庁に提出する必要がありますが、各委員から提出された内容を尊重し、ほぼ原文のまま記載しているところです。

については、このように質問事項を整理したいと思いますが、何か御意見はありませんか。

**○委員（井上勝博）** これ、今後の運転延長に係る問題ということで、私は陳情にある火災防護対象ケーブルについて、その質問事項については、規制委員会がそれはできないという返事があったというお話なんですけど、まず一つはそれを確認したいんですけど、そのとおりで理解してよろしいんですか。

**○委員長（成川幸太郎）** 今回は、原子力規制庁に対する参考人招致は、20年延長を認可された経緯について聞くということになっていますので、それで間違いないです。

**○委員（井上勝博）** いや、陳情にあるように、火災防護対象ケーブルについての質問には応じられないというふうに原子力規制委員会がおっしゃ

っていたということで理解してよろしいんでしょうか。それでいいんですか。

**○委員長（成川幸太郎）** それは、陳情案件が別ですから、全く違う形で捉えなきゃいけないと。我々のほうとしても、陳情で違う陳情の案件ですから、それを対象にしないということ。

**○委員（井上勝博）** いや、要するに私が確認したいのは、原子力規制委員会は、火災防護対象ケーブルについては、それは答えられないという、そういう態度であったということで理解してよろしいんでしょうかと。そうじゃなくて、もともとが原子力規制委員会に対してそういうことは尋ねていないということなんでしょうか。そこがちょっと確認したいんです。

**○委員長（成川幸太郎）** 原子力規制庁のほうからは、範囲が広過ぎて対応しづらい部分があるので、今回については20年延長についての的を絞って質問をしていただきたいという要請があったと。

**○委員（井上勝博）** 分かりました。ただ、問題にしているのは、新規制基準どおりに運用がされているのかどうか、新規制基準どおりに工事計画が実行されているのかどうかということについては、私は今後の20年運転延長を考える上で非常に大事な重大な問題だと思うので、最低限、新規制基準どおりの工事などがされているかどうかは追加してお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

**○委員長（成川幸太郎）** 原子力規制庁のほうからの提案では、時間的に制限がある中で、あんまり幅広く質問していただいても対応がしづらいということが来ているそうですので、火災防護対象ケーブルの陳情は全く別件ですので、別件として取り扱って処理を済ませているところですので、今回は、せっかく来ていただくのは、20年延長に対する認可を与えたということに対する経緯を聞く、それについて我々としては質疑をするということで捉えていただきたいと思います。

**○委員（井上勝博）** おっしゃることは、それは全く別物だというお話なんですけれども、新規制基準どおりの工事がされているかどうかということについては、今後の運転延長をしていく上でも私は関連していると思うんです。だから、細かいことは聞く必要はないと私も思いますけれども、そこはもうしょうがないと思いますけれども、た

だ、新規制基準どおりに工事が認可されて、そして、それが実際にやられているかどうか、それはやっていなければ何件なのかということぐらいは教えていただければと思っているのですが、追加していただくことはできないでしょうか。

○委員長（成川幸太郎）もう既に決めて向こうに案件を出してありますので、今回はちょっと違う案件で聞いていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）それでは、原子力規制庁の参考人招致に係る質問事項については資料のとおりとすることとし、字句等の整理は委員長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、原子力規制庁の参考人招致に係る質問事項の確認についてを終了いたします。

ここで、当局から報告事項がありますので、当局に説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣）資料はございませんが、口頭にて御報告いたします。

10月21日から11月4日まで行われました令和コミュニティトークにおきまして、川内原子力発電所の運転延長に関する経過の報告について行い、市民からの意見等があったところでございます。

6会場7回の開催であり、345名の市民の参加がありました。

主な意見として、安全対策や原子力防災訓練について、避難道路の整備について、交付金による地域振興策についてなどでありました。

令和コミュニティトークの市民意見につきましては、今後、市の原子力政策調査部会において取りまとめてまいります。

○委員長（成川幸太郎）ただいま当局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

○委員（森満 晃）その取りまとめについては、この特別委員会にも資料として報告していただけますか。

○未来政策部長（古川英利）原子力の政策の調査部会の取りまとめについては、今後、部会の

中で協議した後、政策会議のほうで取りまとめます。その後、市長がどこかでそういう発表とか説明をするかと思いますが、その時点ではちゃんと出せるようにしたいと考えております。

○委員（井上勝博）大体でいいんですけども、いつぐらいまでにそれが取りまとめて発表されるのでしょうか。

○未来政策部長（古川英利）この特別委員会の審議状況とかそういったものを見ながらになるので、いつ頃というのは現時点では未定でございます。

○委員長（成川幸太郎）よろしいですか。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）質疑は尽きたと認めます。

△閉 会

○委員長（成川幸太郎）以上で、本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、以上で、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会  
委員長 成川 幸太郎